# 大阪市外郭団体指定に関する基準について

(平成 25 年 7 月 1 日制定)

## 1. 条例第2条第1項第1号

◆『本市の行政目的及び施策を効果的かつ効率的に実施するために、本市が果たすべき役割を補完し、又は代替する活動を行う法人』は次の要件のいずれかに該当する必要がある

# ○民間法人の不存在

現時点において民間事業者やNPO法人等が活用できないことが明白な場合

#### ○明白な費用対効果

法人を設置・活用する場合の方が、現在実施している市直営や民間事業者及びNPO法人等を活用した場合よりも、施策実施成果やその費用対効果が明白に優れている場合

# ○市・民間共同事業実施の必要性

民間のみでは実施することが困難な事業で、事業が軌道に乗るまで、公的資金や人材などを活用しなければならない場合

◆『本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの(以下「資本金等」という。)を出資し、若しくは出えんし、又は財政的関与若しくは人的関与を行うことにより、その運営に多大な影響を及ぼしているもの』は次の要件を目途とする。

#### 〇 株式会社

- ・本市の出資金額の割合が50%以上の法人
- ・本市の出資金額の割合が50%未満25%以上の法人で、人的関与若しくは財政的関与が存在するもの
- ・本市の出資金額の割合が 25%未満の法人で、人的関与が存在し、かつ財政的 関与が団体総収入の 1/2 以上存在するもの

#### ○ 一般財団法人・社団法人(公益含む)及び社会福祉法人

- ・本市の出えん等金額の割合が、25%以上の法人で、人的関与若しくは財政的 関与が存在するもの
- ・本市の出えん等金額の割合が25%未満の法人で、人的関与が存在し、かつ財

政的関与が団体総収入の1/2以上存在するもの

※人的関与:常勤役員に本市職員を派遣している場合及び本市推薦により就任している場合

(なお、当面の間、本市OBが常勤役員に就任している場合は、 人事監察委員会の審査を経て就任したものを除いて、人的関与と みなす)

- ※財政的関与:本市からの補助金・交付金・負担金等、貸付金、競争性のない 随意契約による委託事業、その他財政的支援と認められるもの
- ○上記団体以外で、本市が損失補償等を行っている団体
- 2. 条例第2条第1項第2号
- ◆『本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもの(以下「資本金等」という。)を出資し、若しくは出えんし、又は財政的関与若しくは人的関与を行うことにより、その運営に多大な影響を及ぼしているもの』は次の要件を目途とする。

### 〇 株式会社

- ・本市の出資金額の割合が50%以上の法人
- ・本市の出資金額の割合が50%未満25%以上の法人で、人的関与若しくは財政 的関与が存在するもの
- ・本市の出資金額の割合が 25%未満の法人で、人的関与が存在し、かつ財政的 関与が団体総収入の 1/2 以上存在するもの
- 一般財団法人・社団法人(公益含む)及び社会福祉法人
- ・本市の出えん等金額の割合が、25%以上の法人で、人的関与若しくは財政的 関与が存在するもの
- ・本市の出えん等金額の割合が 25%未満の法人で、人的関与が存在し、かつ財政的関与が団体総収入の 1/2 以上存在するもの
  - ※人的関与:常勤役員に本市職員を派遣している場合及び本市推薦により就任している場合

(なお、当面の間、本市OBが常勤役員に就任している場合は、 人事監察委員会の審査を経て就任したものを除いて、人的関与と みなす)

※財政的関与:本市からの補助金・交付金・負担金等、貸付金、競争性のない 随意契約による委託事業、その他財政的支援と認められるもの

- ○上記団体以外で、本市が損失補償等を行っている団体
- 3. 外郭団体設立・外郭団体指定の際の審査

所管所属長は、外郭団体設立・外郭団体指定のために資本金、基本金、その他これらに準ずるものの出資又は出捐等を行う場合は、設立等に係る調整を行ったうえで、事前に総務局長に協議しなければならず、総務局長は協議事項を精査のうえ、大阪市外郭団体評価委員会に審議を依頼するものとする。

なお、次の点に留意し、前記「1.条例第2条第1項第1号」の各要件を満 たしているかどうかを精査すること。

- ○団体設立・関与の政策目的の明確化
- ○市関与の解消見込み時期・方策
- ○法人形態の適切さ
- ○事業範囲及び事業計画の具体化
- ○資本金規模及び市の出資割合
- ○組織及び人事等の運営体制
- ○収支見通しの明確化
- ○法人運営における市の役割の明確化
- ○設立に当たっての基本的事項について関係者間での合意

### 4. 外郭団体指定解除の際の審査

所管所属長は、条例第2条第1項第2号の団体に対する本市の関与について見直され、前記「2.条例第2条第1項第2号」の要件を下回ったうえ、外郭団体としての監理が必要ないと認める場合については、総務局長に協議を行い、総務局長は協議事項を精査のうえ、大阪市外郭団体評価委員会に審議を依頼するものとする。